

陳述書

2020年2月2日

那覇地方裁判所民事第2部 御中

私は、昭和43年10月3日生まれの51歳です。現在、福岡県に住み、大学教員をしています。

石垣市自治基本条例制定作業を行っていた平成20年、私は、石垣市民でした。石垣市自治基本条例をつくる市民検討会議の委員として、平成20年1月から合計14回の検討会議を重ねました。私たち市民検討会議は、自治基本条例策定推進委員会ワーキングチームより提示された素案（たたき台）を基に、議論を行いました。

私たちは、自治基本条例は、「市民のための条例」であり、市民が主体的に市政やまちづくりに関わる「市民が主役のまちづくり」を進めるためのルールとなる、ことを意識して議論を進めました。この条例に基づき、地域社会を構成する多様な市民が参画・協働し、丁寧に合意形成を図りながらまちづくりを進めていくことが必要だと考え、一条一条検討会議で議論をし、論点整理をしながらまとめました。

現行自治基本条例28条（住民投票の請求及び発議について）に関して、ワーキング素案（たたき台）では、1項で「市民のうち本市において選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、住民投票を規

定した条例の制定を市長に請求することができる。」とされていたものを、市民検討会議では、地方自治法74条の法定事項の50分の1以上の連署では請求することに留まることから、直接住民の意思により住民投票が実施可能な制度とすべきであると考え、0分の1以上の連署をもって住民投票を市長に請求したときは、住民投票を実施しなければならないとしました。また、1項の要件を満たした場合、市長の住民投票実施義務を課すこととし、4項を新設し、「市長は、第1項の規定による請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。」と市民検討会議の意見をまとめました。その後、平成20年11月13日の市民検討会議の報告書では、1項の「0分の1」を「4分の1」という数字にしました。これは、地方自治法74条の法定事項の50分の1以上の連署では請求することに留まり、議会に否決されれば住民投票は実施されなくなることから、地域社会を構成する市民が参画・協働して様々な取り組みを具体化していくために、石垣市において選挙権を有する者の4分の1の連署という高いハードルを課し、その要件を満たした場合に、市長は必ず住民投票を実施しなければならないという義務を課すためでした。

その後、有権者等で構成される審議会等の議論でも私たちの意見が支持を得て、自治基本条例の現行28条となりました。

石垣市において選挙権を有する者の4分の1の連署を集めた石垣市平得大俣地域への陸上自衛隊配備計画の賛否を問う住民投票請求において、石垣市長が、議会が否決したからという理由で、住民投票を実施しないということは、私たちが提案し、審議会等で支持を得て、制定された現行石垣市自治基本条例28条の1項および4項に明らかに反していると考えます。市民が主体的に市政やまちづくりに関わる「市民が主役のまちづくり」のルールを定めたものが石垣市自治基本条例です。市長は、早急に住民投票を実施すべきだと考えます。

以上